

令和 6 年10月22日

令和 6 年第10回守山市教育委員会定例会提出議案

令和 6 年10月22日

令和 6 年第10回守山市教育委員会定例会提出議案目次

議第23号	守山市情報公開条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する規則の 制定に係る臨時代理の承認について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
議第24号	守山市学校給食条例施行規則の一部を改正する規則の制定について・・・	6
議第25号	令和 6 年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価につ いて・・	別冊

議第 23 号

守山市情報公開条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理の承認について

守山市情報公開条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する規則の制定につき、守山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和 41 年教育委員会規則第 1 号) 第 5 条の規定に基づき、別紙のとおり臨時に代理したので、同上の規定によりこれを教育委員会に報告し、承認を求める。

令和 6 年 10 月 22 日提出

守山市教育委員会
教育長 辻 本 長 一

臨代第 5 号

守山市情報公開条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する規則の制定につき、
守山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和 41 年教育委員会規則第 1
号)第 5 条の規定に基づき、別紙のとおり臨時に代理する。

令和 6 年 9 月 17 日

守山市教育委員会臨時代理
教育長 辻 本 長 一

守山市情報公開条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 9 月 17 日

守山市教育委員会教育長

守山市教育委員会規則第 号

守山市情報公開条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する規則

守山市情報公開条例の施行に関する教育委員会規則（平成12年教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成11年守山市条例第21号」を「平成11年条例第21号」に、「平成12年守山市規則第 1 号」を「平成12年規則第 1 号」に改め、「守山市情報公開条例施行規則（平成12年規則第 1 号）（第10号を除く。）」の次に「および守山市死者情報の公開に関する規則（令和 6 年規則第69号）」を加える。

付 則

この規則は、令和 6 年 9 月 17 日から施行する。

議第 24 号

守山市学校給食条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

守山市学校給食条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和 6 年 10 月 22 日提出

守山市教育委員会

教育長 辻 本 長 一

守山市学校給食条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 月 日

守山市長 森 中 高 史

守山市規則第 号

守山市学校給食条例施行規則の一部を改正する規則

守山市学校給食条例施行規則(令和 2 年規則第55号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「4,300」を「4,600」に、「255」を「273」に、「4,900」を「5,200」に、「317」を「339」に改める。

別表第 2 中「4,300」を「4,600」に、「4,900」を「5,200」に、「255」を「273」に、「317」を「339」に改める。

付 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議第25号

令和6年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づき、別添のとおり令和6年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価について、教育委員会の議決を求める。

令和6年10月22日提出

守山市教育委員会

教育長 辻 本 長 一